

令和6年11月23日

田川市民の皆様

田川市議会議員

尾崎 行人 佐々木 博 今村 寿人
 山野 義人 永松 広宣 田守 健治
 高瀬 富士夫

議案第53号「田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更
 及び規約の変更について」等の議案に賛成した理由等の説明

1 私達の基本的な考え方

そもそも広域行政とは、複数の自治体が協力・連携して行うものであり、地域の特性や課題に応じた効率的な住民サービスを提供し、利便性の向上やコスト削減を図るものです。複数の自治体が共同するため、自治体間の意見調整や意思決定が難しい面がありますが、各自治体が歩み寄って、連携・協力することが重要となります。

新ごみ焼却施設の整備は、田川市郡にとって長年の悲願であり、大変に重要な課題であります。令和7年4月以降の田川市郡のごみを、円滑に収集・運搬・処分できる環境を整え、安全・安心な市民生活を実現する必要があると考えます。

2 賛成した具体的理由

(1) 標記議案上程までの経過

標記議案は、担当課長会議において十分な議論がなされた後、市長が本市の課題を十分に踏まえ、本市を代表して責任ある立場で関係町村長と協議調整し、作成されたものであります。また、令和7年4月に新ごみ処理施設を稼働させるスケジュールも踏まえた上で、9月定例会に上程されたものであります。その協議結果と市長の努力を尊重すべきと考えます。

(2) 稼働までのスケジュール

新ごみ処理施設の試運転は、性能を担保するために最低でも4か月は必要とされており、試運転の遅れにより来年3月末に竣工できない場合、工期延長に伴う新ごみ処理施設の工事費及び既存の各ごみ処理施設の改修費などが増加するほか、計画の延長が必要となります。

以上のことから標記議案が可決されないと、令和7年4月1日の新ごみ処理施設稼働に間に合わなくなる可能性があります。これまで関係市町村長において議論してきた議案を、ゼロベースにして再度議論することは時間的に無理があります。再度議論すると、令和7年4月以降の田川市郡のごみの行き場がなくなる可能性があります。

(3) 関係町村議会の議決状況

本市を除く関係町村議会において、同様の関連議案は全て可決されており、関係町村と足並みを揃えて、滞りなく新ごみ処理施設の稼働を進めるべきであります。否決されると、本市のみならず関係町村の事務にも支障を来すおそれがあります。

●関係町議会の議決（可決）状況

自治体名	議決（可決）日
川崎町	9月 3日（火）
添田町	9月 4日（水）
赤 村	9月10日（火）
福智町	9月13日（金）

自治体名	議決（可決）日
糸田町	9月20日（金）
香春町	9月20日（金）
大任町	9月27日（金）

(4) 一部事務組合における議論

一部事務組合の運用において問題があるとすれば、田川市長は副組合長として、一部事務組合の執行機関に入っており、また、田川市議会からも4名の議員が一部事務組合議会の議員に選出されています。よって、一部事務組合の執行機関や議会において、様々な問題の解決を図っていくべきと考えます。

(5) 田川市・川崎町清掃センター

現在のごみ焼却場は老朽化しており、令和7年度以降は稼働できません。また、現在の最終処分場はすでに一杯になっており、焼却灰が捨てられない状況になっています。

(6) 関係町村等に与える影響

新ごみ焼却場が令和7年4月に稼働する目途が立たなければ、来年度以降も現行の3つの一部事務組合の施設（ごみ処理施設、最終処分場等）を一定期間延長して使用することとなり、関係町村はそのための予算措置を早急に行わなければならない、それに伴う町村民負担も増加することが想定されます。

東部環境衛生施設組合においては、田川市及び川崎町の焼却灰を受入れるため、最終処分場の嵩上げ工事を行い、容量の確保を行っていますが、来年4月以降は、本市及び川崎町の焼却灰を受入れる容量までは確保できてない状況です。

また、下田川清掃施設組合においては、来年3月まで稼働できる程度の修繕しかしていないため、引き続き使用するとなれば、早急に対応しななければならない、焼却灰については、他県まで運んで処理することを検討しなければならない状況です。

以上のように、標記議案が可決されないことによって、関係町村等に大きな影響を与えることとなります。